



和歌山県報

発行 和歌山県
和歌山市小松原通一丁目1番地
毎週火、金曜日発行
定価(送料共)1か月2,200円

目次

○ 告示

- 1397 軽油引取税に係る特約業者の指定 (税務課)
- 1398 特定非営利活動法人の定款変更認証の申請 (県民生活課)
- 1399 介護保険法による指定居宅サービス事業者、指定居宅介護支援事業者及び指定介護予防サービス事業者の廃止 (長寿社会課)
- 1400 介護保険法による指定居宅サービス事業者及び指定介護予防サービス事業者の変更 (")
- 1401 介護保険法による指定居宅サービス事業者、指定居宅介護支援事業者及び指定介護予防サービス事業者の変更 (")
- 1402 肥料取締法による肥料の登録 (果樹園芸課)
- 1403 保安林予定森林 (森林整備課)
- 1404 " (")
- 1405 " (")

告 示

和歌山県告示第1397号

地方税法(昭和25年法律第226号)第700条の6の4第1項の規定に基づき、次のとおり軽油引取税に係る特約業者の指定をした。

平成20年11月4日

和歌山県知事 仁坂吉伸

- 1 特約業者の氏名又は名称
有限会社上西石油店 代表取締役 北村祐三
- 2 主たる事務所又は事業所の所在地
和歌山市田野345番地
- 3 特約業者の指定年月日
平成20年11月1日

和歌山県告示第1398号

特定非営利活動促進法(平成10年法律第7号)第25条第3項の規定による定款変更認証の申請があったので、同条第5項において準用する同法第10条第2項の規定により次のとおり公告する。

なお、関係書類は、和歌山県環境生活部県民局県民生活課及び和歌山県NPOサポートセンターに備え置いて、平成20年12月22日まで縦覧に供する。

平成20年11月4日

和歌山県知事 仁坂吉伸

- 1 申請年月日
平成20年10月22日
- 2 名称
特定非営利活動法人歩の会
- 3 代表者の氏名
山中善晴
- 4 主たる事務所の所在地
和歌山県田辺市下万呂589番地の1
- 5 定款に記載された目的

この法人は、障害者が農業活動や野外活動、園芸活動など自然の中で活動することにより、豊かで充実した生活を送ることができるように必要な援助を行い、活動を通して地域の人々との親交を深めることにより、社会全体の福祉の増進に寄与することを目的とする。

和歌山県告示第1399号

介護保険法(平成9年法律第123号)第75条、第82条及び第115条の5の規定に基づく指定居宅サービス事業者、指定居宅介護支援事業者及び指定介護予防サービス事業者の廃止について、次のとおり届出があったので、同法第78条第2号、第85条第2号及び第115条の9第2号の規定に基づき公示する。

平成20年11月4日

和歌山県知事 仁坂吉伸

指定事業者番号	申請者の名称	主たる事務所の所在地	代表者の氏名	事業所の名称	事業所の所在地	サービスの種類	廃止年月日
3070105931	株式会社スマイル・ステーション	和歌山市大垣内56-4-3	吉松克晶	スマイル・ステーションケア事業部	和歌山市大垣内56-4-3	訪問介護・介護予防訪問介護	平成20.5.31

3070103548	有限会社オリーブ	和歌山市桑山162番地の10	杉本由美	有限会社オリーブ	和歌山市桑山162番地の10	訪問介護・介護予防訪問介護	平成20.9.30
3070104611	誠光ライフ株式会社	和歌山市築港6丁目9番地の10	谷関良昭	誠光ライフ株式会社	和歌山市築港6丁目9番地の10	福祉用具貸与・介護予防福祉用具貸与・特定福祉用具販売・特定介護予防福祉用具販売	平成20.9.30
3072200557	誠光ライフ株式会社	和歌山市築港6丁目9番地の10	谷関良昭	誠光ライフ株式会社田辺営業所	田辺市新庄町2744番地	福祉用具貸与・介護予防福祉用具貸与・特定福祉用具販売・特定介護予防福祉用具販売	平成20.9.30
3070105584	特定非営利活動法人ケアネット和歌山	和歌山市小雑賀6番地の5	和佐匡博	ケアネット和歌山	和歌山市北中島1丁目6-17	居宅介護支援	平成20.9.30
3071400422	有限会社マンボウ	海南市黒江1260番地	桶田高史	ケアセンター・マンボウ	海南市黒江1260番地	居宅介護支援	平成20.9.30
3072300225	有限会社グッチメディカルサービス	新宮市蜂伏3番27号	山口雪恵	グッチメディカルサービス	新宮市蜂伏3番27号	居宅介護支援	平成20.9.30
3070105527	社会福祉法人琴の浦リハビリテーションセンター	和歌山市毛見1451	羽山和生	琴の浦義肢装具適合センター	和歌山市毛見1451	特定福祉用具販売・特定介護予防福祉用具販売	平成20.10.1
3070104942	特定非営利活動法人和歌山ケアマネジャーの会	和歌山市舟津町3丁目32-3	市原正登	通所介護事業部カームのおうち	和歌山市吹屋町4丁目9-1	通所介護・介護予防通所介護	平成20.10.20

和歌山県告示第1400号

介護保険法(平成9年法律第123号)第75条及び第115条の5の規定に基づく指定居宅サービス事業者及び指定介護予防サービス事業者の変更について、次のとおり届出があったので、同法第78条第2号及び第115条の9第2号の規定に基づき公示する。

平成20年11月4日

和歌山県知事 仁坂吉伸

事業所の名称		変更があったサービスの種類	変更年月日
新	旧		
ケアネット和歌山	あっとケア宮前サービスステーション	訪問介護・介護予防訪問介護	平成20.10.1
ケアネット和歌山	あっとケア福祉用具事業所	福祉用具貸与・介護予防福祉用具貸与・特定福祉用具販売・特定介護予防福祉用具販売	平成20.10.1
セイコーメディカル		福祉用具貸与・介護予防福祉用具貸与・	平成

ル株式会社	誠光堂株式会社	特定福祉用具販売・特定介護予防福祉用具販売	20.10.1
セイコーメディカル株式会社田辺営業所	誠光堂株式会社田辺営業所	福祉用具貸与・介護予防福祉用具貸与・特定福祉用具販売・特定介護予防福祉用具販売	平成20.10.1
セイコーメディカル株式会社新宮営業所	誠光堂株式会社新宮営業所	福祉用具貸与・介護予防福祉用具貸与・特定福祉用具販売・特定介護予防福祉用具販売	平成20.10.1

和歌山県告示第1401号

介護保険法(平成9年法律第123号)第75条、第82条及び第115条の5の規定に基づく指定居宅サービス事業者、指定居宅介護支援事業者及び指定介護予防サービス事業者の変更について、次のとおり届出があったので、同法第78条第2号、第85条第2号及び第115条の9第2号の規定に基づき公

示する。

平成20年11月4日

和歌山県知事 仁坂吉伸

事業所の名称 (変更があったサービスの種類)	事業所の所在地		変更年月日
	新	旧	
あじさい介護センター(訪問介護・介護予防訪問介護・居宅介護支援)	田辺市秋津町330-7	田辺市稲成町3206	平成20.9.3
隅田訪問看護ステーション(訪問看護・介護予防訪問看護)	橋本市隅田町真土325-1	橋本市隅田町垂井49-2	平成20.9.17
隅田ケアプランセンター(居宅介護支援)	橋本市隅田町真土325-1	橋本市隅田町垂井49-2	平成20.9.17

社会福祉法人中辺路白百合学園特別養護老人ホーム白百合ホーム中辺路町在宅介護支援センター(居宅介護支援)	田辺市中辺路町川合1800番地	田辺市中辺路町栗栖川175番地	平成20.10.1
---	-----------------	-----------------	-----------

和歌山県告示第1402号

肥料取締法(昭和25年法律第127号)第7条第1項の規定により、次の肥料を登録したので、同法第16条第1項の規定により公告する。

平成20年11月4日

和歌山県知事 仁坂吉伸

登録番号	肥料の種類	肥料の名称	保証成分量(%)	その他の規格	生産業者の氏名又は名称及び住所	有効期限
和歌山県第783号	乾燥菌体肥料	4.0乾燥菌体肥料K	窒素全量4.0 りん酸全量1.0	公定規格のとおり	和歌山ノークヨー食品工業株式会社 和歌山市美園町5丁目1番地の1	平成23年9月30日
和歌山県第784号	乾燥菌体肥料	4.0乾燥菌体肥料M	窒素全量4.0 りん酸全量1.0	公定規格のとおり	和歌山ノークヨー食品工業株式会社 和歌山市美園町5丁目1番地の1	平成23年9月30日

和歌山県告示第1403号

次の森林を保安林予定森林にしたから、森林法(昭和26年法律第249号)第30条の2第1項の規定により告示する。

平成20年11月4日

和歌山県知事 仁坂吉伸

- 保安林予定森林の所在場所 有田郡広川町大字下津木字坂本河557の1(次の図に示す部分に限る。)
 - 指定の目的 水源のかん養
 - 指定施業要件
 - 立木の伐採の方法
 - 主伐に係る伐採種は、定めない。
 - 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
 - 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
 - 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種
 - 次のとおりとする。
- (「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を和歌山県庁及び有田振興局並びに広川町役場に備え置いて縦覧に供する。)

平成20年11月4日

和歌山県知事 仁坂吉伸

- 保安林予定森林の所在場所 田辺市中辺路町大川字皆ノ川316、316の2、317、334の6、346の2(次の図に示す部分に限る。)
 - 指定の目的 水源のかん養
 - 指定施業要件
 - 立木の伐採の方法
 - 主伐に係る伐採種は、定めない。
 - 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
 - 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
 - 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種
 - 次のとおりとする。
- (「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を和歌山県庁及び西牟婁振興局並びに田辺市役所に備え置いて縦覧に供する。)

和歌山県告示第1405号

次の森林を保安林予定森林にしたから、森林法(昭和26年法律第249号)第30条の2第1項の規定により告示する。

平成20年11月4日

和歌山県知事 仁坂吉伸

和歌山県告示第1404号

次の森林を保安林予定森林にしたから、森林法(昭和26年法律第249号)第30条の2第1項の規定により告示する。

- 1 保安林予定森林の所在場所 田辺市鮎川字鉛山3381の1、3381の4、3381の5、3381の7、3381の9
- 2 指定の目的 水源のかん養
- 3 指定施業要件
 - (1) 立木の伐採の方法
 - ア 主伐に係る伐採種は、定めない。
 - イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
 - ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
 - (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種次のとおりとする。
(「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を和歌山県庁及び西牟婁振興局並びに田辺市役所に備え置いて縦覧に供する。)